

平成25年8月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成25年8月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年8月1日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第21号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第22号 平成26年度使用教科用図書採択について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第21号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第22号 平成26年度使用教科用図書採択について
- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
中村 ふじ江
内田 茂男
小林 正貫
田中 庸惠
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	赤石 欣弥
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	竹中 秀成	教育施設課長	戸佐 薫
義務教育課長	新田 司	学校安全安心対策担当室長	井上 栄
指導課長	平山 健次	保健体育課長	永田 博彦
教育センター所長	山元 幸惠	生涯学習振興課長	牛尾 進一
青少年育成課長	山田 修一	社会教育課長	秋本 賢一

自然学習課長
考古博物館長

川元 洋
堀切 公雄

中央図書館長

松本 雅貴

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課

主 幹 水越 英明

〃 主 幹 福田 修

〃 副主幹 近藤 孝子

〃 副主幹 宮内由美子

〃 主 査 中俣 智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、内田委員、小林委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第21号 市川市教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。本件につきましては、中村委員の一身上に関する事件に該当することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、中村委員は退席をお願いいたします。

(中村委員退席)

○ 宇田川委員長

議事を再開いたします。議案第21号の提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをご覧ください。本案は、市川市教育振興審議会条例に基づき設置しております「教育振興審議会」の委員の任期が平成25年3月31日をもって満了いたしましたことから、その委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。委員の皆様もご承知のとおり、審議会委員につきましては、すでに、7月定例教育委員会において、市川市教育振興審議会条例第3条が「審議会は、委員10人以内で組織する」と規定しているところ、1人の委嘱候補者と委員就任の調整を行ってまいりましたことから、委員の委嘱は、9人にとどめさせていただいたところでございます。この度、審議会委員への就任について、調整を続けてまいりました候補者の方から、内諾をいただきましたことから、その方を審議会委員として委嘱するものでございます。それでは、今回委嘱を予定しております委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。議事日程の2ページをご覧ください。委員につきましては、条例第4条第1項の規定により、① 大学教授等の学識経験のある者 ② 校長等の学校教育の関係者、③ 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者、④ 地域における教育の向上に資する活動を行う者、から委嘱することとされております。具体的な委嘱予定者でございますが、「地域における教育の向上に資する活動を行う者」といたしまして、中村 ふじ江 市川市教育委員会委員に審議会委員をお願いしようとするものでございます。中村委員におかれましては、これまで、教育委員として保護者の立場から本市教育の振興にご尽力いただいておりますが、本日を持ちまして教育委員の任期が満了し、退任されるところでございます。事務局といたしましては、中村委員は、地域において音楽教室を

開講されるなど、地域における教育の向上に資する活動を行っていただいております。何よりも、本市教育の現状を熟知されておりますことから、引き続き、本市教育の振興にお力添えをいただきたいと考え、審議会委員をお願いしたいと考えたところでございます。最後に、任期でございますが、本案を可決いただきました場合には、中村委員の教育委員としての任期が本日までとなっておりますことから、条例第4条第2項の規定に基づき、平成25年8月2日から平成27年8月1日までの2年とする予定でございます。以上、「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

(中村委員着席)

○ 宇田川委員長

次に議案第22号 平成26年度使用教科用図書の採択についてですが、本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規程により、採択業務が完了する8月31日まで、公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規程により討論を行わず公開しないことといたします。会議規則第10条の規程により、指定する方以外は退席をお願いします。教育次長、各部の部長、次長、指導課長、教育政策課長以外の方は退席してください。これにて暫時休憩いたします。

——休 憩——

○ 宇田川委員長

議事を再開いたします。議案第22号 平成26年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

お手元の別紙資料をご覧ください。提案理由といたしましては、公立学校の教科用図書の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6号に定められており、市町村教育委員会にございます。したがって、平成26年度に使用する小・中学校の教科用図書、及び特別支

援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について採択する必要がございます。なお、児童生徒が使用する教科書につきましては、市川市・浦安市の二市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに、両市による採択地区協議会が7月2日、7月24日と2回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員、佐藤校長会連絡協議会会長、常山特別支援教育研究連盟理事長、幸前PTA連絡協議会会長と、私指導課長の6名が協議会委員として出席いたしました。採択に係る具体的な協議内容でございますが、3点ございます。1点目は、平成26年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科書を選定すること。2点目は、平成26年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科書を選定すること。3点目は、平成26年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきましては、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版図書及び拡大教科書を選定すること。の3点でございます。7月24日に、研究調査委員から教科用図書ごとに調査結果の報告を受けた後、選定について慎重に協議いたしました。その選定結果につきましては、お手元の資料をご覧ください。はじめに、平成26年度に小学校で使用する教科用図書でございますが、先ほどもお話ししましたとおり、「平成26年度使用小学校教科用図書は、平成25年度と同一の教科用図書を選定する。」こととなっております。これは、教科書無償措置法という法律で、一度採択された教科書は、基本的に原則4年間ですが、毎年同一の教科書を採択するとされていますもので、それに従っております。それが、資料（表1）でございます。続きまして、中学校ですが、「平成26年度使用中学校教科用図書は、平成25年度と同一の教科用図書を選定する。」こととなっておりますので、資料（表2）のとおり選定いたしました。最後に、平成26年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきましては、資料（表3）を、一括で選定いたしました。以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 宇田川委員長

以上で本日の議事は終了いたしました。皆様から何かございますか。

○ 他の委員

署名委員

委員長

守田川 進

委員

内田茂男

委員

小林 正貫